

平成28年第5回足寄町議会臨時会議事録（第1号）

平成28年10月25日（火曜日）

◎出席委員（11名）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 熊澤芳潔君 | 2番 | 榊原深雪君 |
| 3番 | 多治見亮一君 | 4番 | 木村明雄君 |
| 7番 | 田利正文君 | 8番 | 高道洋子君 |
| 9番 | 高橋健一君 | 10番 | 星孝道君 |
| 11番 | 高橋秀樹君 | 12番 | 井脇昌美君 |
| 13番 | 吉田敏男君 | | |

◎欠席議員（2名）

| | | | |
|----|--------|----|-------|
| 5番 | 川上初太郎君 | 6番 | 前田秀夫君 |
|----|--------|----|-------|

◎法第121条の規定による説明のための出席者

| | |
|-------------|--------|
| 足寄町長 | 安久津勝彦君 |
| 足寄町教育委員会教育長 | 藤代和昭君 |

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

| | |
|------|-------|
| 副町長 | 渡辺俊一君 |
| 総務課長 | 大野雅司君 |
| 建設課長 | 阿部智一君 |

◎教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

| | |
|------|------|
| 教育次長 | 寺地優君 |
|------|------|

◎職務のため出席した議会事務局職員

| | |
|--------|-------|
| 事務局長 | 大貫裕弘君 |
| 事務局次長 | 阿部泰子君 |
| 総務担当主査 | 西岡潤君 |

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜ P 4 ＞
- 日程第 2 会期の決定＜ P 5 ＞
- 日程第 3 諸般の報告（町長）＜ P 5 ～ P 6 ＞
- 日程第 4 議案第 1 1 6 号 足寄小学校教員住宅（西町）新築（建設主体）工事請負契約について＜ P 6 ～ P 7 ＞
- 日程第 5 議案第 1 1 7 号 足寄町水道事業給水条例の一部を改正する条例＜ P 7 ～ P 1 1 ＞
- 日程第 6 議案第 1 1 8 号 足寄町営農用水道等条例の一部を改正する条例＜ P 1 1 ～ P 1 2 ＞
- 日程第 7 議案第 1 1 9 号 足寄町公共下水道条例の一部を改正する条例＜ P 1 2 ～ P 1 3 ＞

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 5番川上初太郎君、6番前田秀夫君は欠席でございます。

ただいまから、平成28年第5回足寄町議会臨時会を開会をいたします。

◎ 町長挨拶

○議長（吉田敏男君） 町長 安久津勝彦君から招集の御挨拶がございます。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、第5回臨時町議会招集に際しての御挨拶を申し上げたいというふうに思います。

9月の一連の台風被害の関係、その後の状況につきましては、後ほど行政報告でまた中間報告をさせていただきたいというふうに思っております。

次に、10月20日以降に新聞含めてテレビ含めたマスコミ各社の報道がなされていまず、雌阿寒温泉、通称野中温泉の硫化水素中毒による事件ということで、それぞれ報道がされておりますから、若干そのことにつきまして少し触れさせていただいて挨拶としたいというふうに思っております。

発端は2014年10月に、あそこの温泉につきましては3軒経営しております。一つは野中温泉別館、もう一つはユース、もう一つは景福。2014年10月に景福で夜中でありまして、入浴客が倒れているということで消防のほうに緊急搬送の要請があり、町の国保病院に搬送がされたということでございます。このことがきっかけでございます。

硫化水素中毒と断定できるかというところ極めて難しいということで、これはあくまでも疑いという状況の中です。ただ、残念ながらその方は今現在も、これは東京都内の方でありますけれども、今現在も意識が戻らない、寝たきりの状態というようなことでござ

います。当初はうちの国保病院に入院されていたのですが、東京のほうに転送といいますが、御家族の方が東京に連れて帰るということで今現在は東京都内の病院に入院されているというふうに聞いております。

その後、年が明けて1月ぐらいから、実は疑いがあるということで警察の捜査も実は入っております。

先日もマスコミ報道が頻繁にされておまして、町のほう、あるいは消防、あるいは国保病院のほうにもマスコミ各社からいろいろな取材が殺到していただいておりますけれども、警察のほうとも少し打ち合わせをさせていただいて、先日も私自身も刑事の方とお話をしたのですが、捜査のほうも大体捜査終了ということで、間もなくどういう扱いになるかというのが結論が出るだろうという、そういう報告を受けているところでございます。町といたしましても、あそこの地区は町にとっても数少ない観光資源の一つでありますから、結果はどうあれ、大事な施設、場所ということでありますから。

それともう一つあわせて、この温泉にはいろいろなガスはついているわけでありまして。ただ、硫化水素ガスというのは一定の基準を超えるとやっぱり生命にかかわる部分があるというのが環境省の基準でございます。いろいろ当時から帯広保健所のほうへ私も実際に出向いていろいろな打ち合わせをさせていただいておりますし、保健所、これも北海道のほうも現地も含めていろいろな対応をされているというふうに聞いております。

今回マスコミ報道がされたという一つのきっかけというのは、今現在、環境省のほうでも新たなガスの濃度の基準というのを策定作業中ということで、これが間もなくそれが公表といえますか、発表されるのではないのかという、このような情報もいただいております。

そんな情報も含めて、今回、2年前のこの事故、これはマスコミの書き方もあるのですが、一部新聞社のところでは過去に二

人死亡しているというような見出しはそういう書き方もしております。ただ、中身をよく見ていきますと、当時の死亡診断書でいけば、一人の方は溺死、そしてもう一人の方は虚血性心疾患という、こういう診断名もついているのですけれども、これもある意味でちょっと一緒くたみたいな形で見出しとその記事の中身をしっかり読まないで、えっ、何人も死んでいるのかよみたいな、ちょっと誤解を受けるような記事になっているのかなと。そういう意味ではちょっとある意味遺憾に思うところがあります。

いずれにしても、司法の手も入っていますから、その結果どうなるかということに注視をしていかなければいけないということ。

あともう一つは、やっぱりこの硫化水素ガスというのは温泉に溶け込んでいるということでちょっと厄介な部分でありますから、これは町のほうも直接ということにはなりませんけれども、いろいろ北海道の地質研究所、温泉のところにある知見のあるところでもありますけれども、そこら辺含めて必要な措置はとらなくてはいけないということだというふうに思っていますから、私も当時、現地にも行っているのですけれども、現地の経営者の方々とも相談をしながら必要な、例えば施設改修が必要だということであれば、これは町のほうとしてもできる支援をしっかりとやっていきたいなというふうに考えているところがございます。

いずれにしても、まずは換気をしっかりとするというものですから、当時、私も行ったときもとにかく換気をしっかりとしようというようなことで、そんな打ち合わせもしているところがございます。

なお、残念ながら、景福さんについてはこの事故以降、休業という形で今現在は営業はしていません。2軒の別館さん、それからユースさん。ユースさんのほうについては、過去の風の被害で相当建物がやられたという経過もあって日帰り入浴の営業しかしており

ませんけれども、いずれにしても、このガスを抜く方策も含めて専門家とも相談をさせていただいているという現状でございます。

方向が見え次第、町のほうもしっかりとした支援策も含めて、また議会のほうとも相談をさせていただきたいなど、こんなふうにも思っているところでございます。

以上、雌阿寒温泉の状況、口頭でありますけれども、報告とさせていただきます。

なお、本日の臨時会で御審議をお願いする案件につきましては4件でございます。

1件につきましては工事の請負契約の議決をお願いする件、それから残りの3件については、かねてから検討、協議を進めてまいりました上水道、それから営農用水道、さらには公共下水道の使用料の値上げの関係で条例改正ということで3件の議案ということで、御審議をお願いをしたいということでございます。

御審議賜りますようお願い申し上げます。招集に際しての挨拶にかえたいというふうに思います。

どうぞよろしく願いをいたします。

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、3番多治見亮一君、4番木村明雄君を指名をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。2番。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 本日開催されました、第5回臨時会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日1日間であります。

本日は、最初に町長から行政報告を受けます。

次に、議案第116号を即決で審議いたします。

議案第117号から議案第119号は、総務産業常任委員会へ付託し、閉会中の審議といたします。

以上で、議会運営委員会の協議結果の報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定をいたしました。

◎ 行政報告

○議長（吉田敏男君） 日程第3 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。

これを許します。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、台風に関する行政報告をさせていただきます。

8月17日の台風7号を初めとする一連の大雨等災害につきましては、第3回定例議会において御報告しておりますが、その後の状況等について御報告を申し上げます。

まず、被害状況についてでございますが、その後の調査により、林道で新たに1カ所の道路崩壊が判明し、被害額は3,700万円となっております。

このことにより、林道被害は合計で7路線、13カ所、被害金額4,900万円となりました。

次に、被害箇所の現在の復旧状況でございますが、土木被害につきましては、町道70路線、111カ所の被害に対し、復旧箇所数は43路線、61カ所となっております。通行どめとなっております10路線を含む27路線、50カ所につきましては順次復旧をまいります。

農地被害につきましては、秋まき小麦の作付圃場を優先に復旧しており、農地決壊、土砂堆積による被害面積87.1ヘクタールに対しまして、2.7ヘクタールの復旧が完了しておりますが、作物の収穫が終了していない圃場や、圃場の含水率が高く作物機械が入れない土砂堆積箇所、河川の護岸等の復旧後でなければ再被災する可能性が高い農地決壊箇所などについては復旧が進んでいない状況となっております。

なお、作物の収穫作業終了後、生産者等との協議を進めながら順次復旧してまいります。

農業用施設被害につきましては、農道・耕作道の決壊・路面流失23カ所のうち4カ所、耕地橋損傷4カ所のうち1カ所、排水路の決壊・土砂埋塞17カ所のうち4カ所の復旧が完了しております。

林業被害につきましては、長野基幹作業道及び小坂山基幹作業道の路面洗掘のうち、小坂山基幹作業道については復旧が完了しており、長野基幹作業道も順次復旧工事に着手する予定となっております。

文教施設被害のうち、旧足寄東小学校グラウンドの堆積土砂撤去につきましては既に完了しており、今後は足寄小学校教員住宅改修等を実施してまいります。

また、農地復旧2件、農業施設復旧1件、

町道復旧3件、下水道施設復旧1件については激甚災害として、林道復旧1件につきましては一般災害として、災害査定を受けることとなっております。

今回の大雨災害に伴う河川の氾濫対策については、10月4日に十勝総合振興局帯広建設管理部足寄出張所へ、同6日に十勝総合振興局長へ、同19日には吉田議長とともに北海道建設部長へ要望書を提出してきたところでございます。

なお、10月26日に、足寄町、北海道開発局、十勝総合振興局帯広建設管理部、電源開発株式会社の4者によるダムに関する協議を行うこととしております。

以上、台風7号を初めとする大雨災害の現況を報告させていただきましたが、過去に類を見ない大きな被害となっております。全復旧には多くの時間を要しますが、一日も早い復旧に向け努力をしまいにありますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

○議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

◎ 議案第116号

○議長（吉田敏男君） 日程第4 議案第116号足寄小学校教員住宅（西町）新築（建築主体）工事請負契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、議案第116号足寄小学校教員住宅（西町）新築（建築主体）工事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成28年10月20日足寄町財務規則に基づき、指名競争入札に付した足寄小学校教員住宅（西町）新築（建築主体）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得また

は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、足寄小学校教員住宅（西町）新築（建築主体）工事でございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、6,426万円でございます。

契約の相手方は、足寄町旭町4丁目24番地、株式会社木村建設、代表取締役 木村祥悟氏でございます。

工期は、平成29年3月24日でございます。

工事概要でございますが、木造平屋建て1棟4戸、延べ床面積258.68平方メートルの新築工事でございます。

工事場所は、足寄町西町2丁目1番地5でございます。

2ページに全体配置図、3ページに平面図、4ページに立面図を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどをよろしく願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番高道君。

○8番（高道洋子君） 3ページの平面図を見ますと、4戸タイプという、1棟4戸ということでございまして、2LDKとなっておりますが、これは家族が入る住宅なのか、独身に限られているのか。

部屋はダイニングキッチンのほかにも2部屋しかありませんけれども、複数の就学の子供がいる場合などは狭いのではないかなと思いますが、どういう、若くて結婚したての人だとか、そういう人が入る予定なのでしょうか。ほかの住宅棟の違いもあろうかと思えますけれども、お聞きします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（寺地 優君） 今の御質問にお答えさせていただきますが、これは国のほうの補助金を使って整備するものでございまして、建築の中身については世帯向けという形になっておりまして、本町で建設させていただいております、小学校並びに中学校の教員住宅全てにおいて独身向けではないということを使っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 8番高道君。

○8番（高道洋子君） 国の基準ということで、これはもうほぼどこの教員住宅も決められた基準の範囲ということなのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（寺地 優君） 御質問のとおり、国の基準面積がありまして、最低基準面積が60平米でございますが、ある一定以上になりますと、全て単費という形で町の持ち出しになることもありまして、建設面積につきましては国が示されております基準面積を基本といたしまして建設させていただいております。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第116号足寄小学校教員住宅（西町）新築（建築主体）工事請負契約についての件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者 起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第116号足寄小学校教員住宅（西町）新築（建築主体）工事請負契約についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第117号

○議長（吉田敏男君） 日程第5 議案第117号足寄町水道事業給水条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 阿部智一君。

○建設課長（阿部智一君） ただいま、議題となりました議案第117号足寄町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、上水道料金及び簡易水道料金を平成8年以来20年ぶりの料金改定をお願いするものでございます。

条例改正の理由でございますが、1点目といたしまして、上水道の常盤浄水場の耐震化改修や簡易水道施設の老朽化に伴う更新費用を確保するためでございます。

2点目として、給水人口の減少に伴う給水収益の増収を図るため。

3点目としては、消費税等相当額の事業者負担による減収の解消でございます。

以上、3点の理由から中長期的に安定した経営基盤のもと、安心安全な水の供給を継続するため料金改定をお願いするものでございます。

料金改定に当たりまして、上水道におきましては足寄町上水道料金改定調査専門委員設置規則、簡易水道においては足寄町簡易水道及び営農用水道等料金改定調査専門委員会設置規則に基づき、それぞれ委員会を設置し、上水道については3回、簡易水道は2回の委員会において議論、協議をいただき、料金改定は適当であるとの意見具申をいただいたところでございます。

次に、改定の内容でございますが、条例第24条料金を定める別表第1の上水道料金に

つきましては、種別及び区分の改定は行わず、基本料金及び超過料金を現行料金に120パーセントを乗じ、10円未満を切り捨てた料金に改定し、消費税等の税率は8パーセントを含む料金としております。

別表2、簡易水道料金につきましては、種類及び区分の改定は行わず、基本料金及び超過料金について、家事用(1)・(2)は上水道料金と同額とし、他区分は現行料金に120パーセントを乗じ、10円未満を切り捨てた料金に改定し、消費税等の税率は現行の8パーセントを含む料金としております。

6ページに新旧対照表を、別冊で補足説明資料を添付してございますので、御参照を願いたいと思います。

附則といたしまして、この条例の施行期日は平成29年4月1日から施行する。

改正後の条例別表の規定は、平成29年4月分から適用し、平成29年3月分までの水道料金については、なお従前の例によるとしております。

以上、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

7番田利君。

○7番(田利正文君) この料金値上げに関して町民説明会をやられていますよね。それで、補足資料の中に各地域でやられたときの質問項目が載っております。その中で幾つかについてお聞きして、それについてどのような回答をされたのかちょっとお聞きしたいと思います。

まず、13ページ、補足資料のです。

6月22日水曜日、銀河ホールで行われたやつですけれども、水道水にカルシウム分が多く水あかになりやすいと。これは本当にそうなのかということはずお聞きしたいこと一つ。

それから、14ページ。南コミセンで行われたやつの中で、毎年スーパー銭湯の基金のように積み立てをする方式がとれば、利用者に負担を強いることはなく運営できるのではないかという質問がありました。これです。

それから、もう一つは、この次の改定の際にはぜひ外税を取り入れてほしいと、そのほうが料金と税金の区別がはっきりしてわかりやすいという意見があります。

その下ですけれども、高齢者について年金も引き下げられ、そこから介護保険料もずっと書いてあります。高齢者などの低収入の方に対する減免、あるいは免除制度などについてあるのかどうかということ、まずとりあえずそこまでお聞きしたいと思います。

○議長(吉田敏男君) 答弁、建設課長。

○建設課長(阿部智一君) お答えをいたします。

まず、1点目の水道水にカルシウムが多く水あかになりやすいが成分調整できないのかという、そういう御質問に対する回答の関係でございますけれども、本町の上水道につきましては、九州大学さんの中の湧水から水源を求めているところでございまして、天然のカルシウム分、あるいはミネラル分が多いということでこのような水質ということになって今おりますということで御回答をさせていただいたところでございます。

次に、基金等の積み立ての関係でございますけれども、上水道につきましては企業会計という中での運営になっていることでございますので、なかなか定期的な積み立てということの処置はとっておりませんけれども、現状の会計の中でも建設改良積立金ということの中で一定額は積み立てをしながら修繕等の対応をしてくれているということでございますので、今後、単年度の収益の状況を見ながら、積み立てできるのであれば積み立てをしてまいりたいという、そのような趣旨の回答をさせていただいてございます。

それから、3点目の外税の関係につきまし

ては、現状、内税方式で料金設定をしてございますが、これにつきましては上水道料金のみではなくて、本町の多くの公共料金につきましても内税方式ということで設定をしているところでございます。

この外税、内税方式については、現段階、現状内税でございますので、次回と申しますか、今後の消費税の改定もあるわけでございますので、その段階で町の全てと申しますか、全ての公共料金も含めて今後検討してまいりたいと、そういう回答をさせていただいているところでございます。

最後になりますが、高齢者に対する料金改定の関係でございますけれども、回答といたしましては、現状の上水道等々の料金につきましては、特に家事用につきましては、1、2の区分を設定をしてございます。5立米以下につきましては定額の料金設定ということで、一定の配慮をさせていただいておりますので、この区分についても引き続き継続することにおいて一定の配慮をさせていただいているということで御回答をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番田利君。

○7番（田利正文君） 繰り返しになりますが、カルシウム分が多いと、それで水あかになりやすいというのは、これは事実なのでしょう。九大の資料で説明と言いましたけれども、それが1点目。

それからもう一つは、低収入の方の減免のことで一定のという言い方していただきましたけれども、一定のというのは特に納得されたのでしょうか。もう少しちょっと詳しく。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（阿部智一君） お答えをいたします。

成分的にカルシウム分あるいはミネラル分を多く含んでいる水質の水ですよという、そういう趣旨の御説明をさせていただいたということでございます。

それから、高齢者の関係でございますけれ

ども、先ほど御答弁させていただいたとおり、料金につきましては家事用で1、2の区分で一定の配慮と申しますか、そういう料金体系をさせていただいておりますという回答に対して、それ以上の追加の御質問と申しますか、そういうものはございませんでしたので、それ以上の御回答はさせていただいていないということで御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番田利君。

○7番（田利正文君） しつこくて申しわけないのですけれども、私がお聞きしたいのは、カルシウム分やミネラル分が多いというふうに説明したというのはわかるのですけれども、そのことによって、この質問者が書いてあるとおり、水あかになりやすいということがあるのかどうかということを知りたかったのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（阿部智一君） お答えをいたします。

どの程度の水あかの範囲かというのは私も十分掌握はしておりませんけれども、やはり成分的にカルシウム分が多いわけですので、そういう事例というのは時として発生するのかなというふうに理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番田利君。

○7番（田利正文君） 次にちょっと行きたいと思います。

15ページですけれども、常盤浄水場改築の間、給水はどうするのかという質問があります。

それから2点目に、石綿管というのでしょうか、これがどのくらい残っているのかというふうにあります、その二つ目ですね。

それから、16ページですけれども、参加者が0名とか2名とか1名とかというのがありまして、なぜ説明会にこんなに参加が少ないのか驚いているという書き方もあります

が、なぜこんなに少なかったのかとちょっとそこもちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（阿部智一君） お答えをいたします。

まず、1点目の常盤の浄水場の関係でございますけれども、仮に地震等において常盤の浄水場に被害が及んだ場合については、現状そこが唯一の水源地ということでございますので、最悪でございますけれども、市街地全戸の断水ということになろうかなというふうに思っております。

ただ、一部の場合であれば、今、北区の浄水場から常盤浄水場に緊急時に送水する管もございまして、下愛冠のほうから取水をして北区の浄水場を経由して常盤に水を送水して供給するという、そういういわゆるバックアップ的な形もっておりますので。問題は、常盤の浄水場のどの箇所がどのような被災を受けるかによって状況としては変わってくるのかなというふうに考えているところでございます。

それから、2点目の石綿管の関係でございますけれども、現在、石綿管については全て布設替をしておりますので、石綿管が埋設されているということはございません。

それから、3点目の参加者の関係でございますけれども、私どもといたしましては、事前に全戸配布の説明会のチラシを配布をさせていただき、なおかつ開催日朝、それから夕方と防災無線によりまして説明会の御案内をさせていただいたところでございますが、残念なことに参加者の方が極めてどの会場も少数であったということでございますが、これにつきましては、たまたま私ども当初、日程を設定いたしましたのは、特に簡易水道、酪農等を営んでいる方が多い地区ということもございまして、例年であれば、いわゆる一番草の刈り込みが終了して、ある程度、時間的にも余裕ができる時期かなということで設定をさせていただいたところでございますけ

れども、御案内のとおり、6月以後、あまり天候がよろしくなくて、ちょうど7月上旬、簡易水道につきましては7月4日から開催をさせていただいているところでございますけれども、ちょうどこの開催日時期が天候に恵まれた関係もあって、なかなか営農されている方の足が説明会のほうに向かなかったのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番田利君。

○7番（田利正文君） 済みません、私自身は常盤浄水場を見たこともないものですから、どの程度の時間がかかるのかと、どの程度の工事になるのかというのをちょっと想像がつかないのですけれども、どのぐらいの日数というのでしょうか、予想をされているのかちょっとお聞きしたいと思います。

それからもう一つは、この説明書の中に15ページ以外は全部日時と書いてあるのですけれども、時間は入っていないのですよね。だから、全部夜だったのか、あるいは昼だったのかということがちょっとわからなかなというちょっと気がしたのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（阿部智一君） お答えをいたします。

常盤の浄水場、どの程度整備をするかという、そういうことでよろしいのでしょうか。

（発言する者あり）

はい、わかりました。

常盤の浄水場につきましては、いろいろ着水層ですとか配水池ですとか、複数の施設を有しております、それらは順次耐震化の改修を行いたいなというふうに現在考えておりました、現在の料金改定を行う上での年次の想定といたしましては、平成38年、39年の2カ年かけて浄水場の改修を行いたいというふうに考えているところでございます。

それから、2点目の説明会の関係でございますけれども、まず上水道の関係につきましては、5会場で開催をさせていただきました

が、全て午後7時から開催をしていただきます。それから、簡易水道につきましては、7カ所で開催をさせていただいておりますが、全て午後2時から開催をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第117号足寄町水道事業給水条例の一部を改正する条例の件は、総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第117号足寄町水道事業給水条例の一部を改正する条例の件は、総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

◎ 議案第118号

○議長（吉田敏男君） 日程第6 議案第118号足寄町営農用水道等条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 阿部智一君。

○建設課長（阿部智一君） ただいま、議題となりました議案第118号足寄町営農用水道等条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、営農用水道料金を平成8年以来20年ぶりの料金改定をお願いするものでございます。

料金改定の理由といたしまして、1点目といたしましては、営農用水道施設等の老朽化に伴う更新費用の確保でございます。

2点目といたしましては、給水人口の減少に伴う給水収益の増収を図るためでございます。

3点目といたしましては、消費税等相当額の事業者負担による減収の解消を図るためでございます。

以上、3点の理由から中長期的に安定した経営基盤のもと、安心安全な水の供給を継続するため料金改定をお願いするものでございます。

料金改定に当たりましては、足寄町簡易水道及び営農用水道等料金改定調査専門委員設置規則に基づき委員会を設置し、2回の委員会において協議いただき、料金改定は適当であるとの意見具申をいただいたところでございます。

次に、料金改定の内容でございますが、条例第24条別表につきまして、種類及び区分の改正は行わず、基本料金及び超過料金について家事用（1）・（2）は上水道料金と同額とし、他区分は現行料金に120パーセントを乗じ、10円未満を切り捨てた料金に改定し、消費税等の税率は現行の8パーセントを含む料金としてございます。

8ページに新旧対照表及び別冊に補足説明資料を添付してございますので、御参照願いたいと思います。

附則といたしまして、この条例の施行期日は平成29年4月1日から施行する。

改正後の条例別表の規定は、平成29年4月分から適用し、平成29年3月分までの水道料金については、なお従前の例によるとしてございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めま

す。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第118号足寄町営農用水道等条例の一部を改正する条例の件は、総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第118号足寄町営農用水道等条例の一部を改正する条例の件は、総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

◎ 議案第119号

○議長(吉田敏男君) 日程第7 議案第119号足寄町公共下水道条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 阿部智一君。

○建設課長(阿部智一君) ただいま、議題となりました議案第119号足寄町公共下水道条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、下水道使用料金を平成12年以来16年ぶりの料金改定をお願いするものでございます。

料金改定の理由といたしましては、1点目といたしまして、使用料金は整備された施設の維持管理費に充てられておりますが、終末処理場の耐震化や汚水管の維持管理など、現行使用料ではまかないきれない状況でございます。

2点目といたしまして、消費税等相当額の事業者負担による減収の解消を図るためでございます。

以上、2点の理由から中長期的に安定した維持管理を継続するため、料金改定をお願いするものでございます。

料金改定に当たりましては、足寄町公共下水道審議会条例に基づき審議会を設置し、3回の審議会において議論いただき、料金改定は適当であるとの答申をいただいたところでございます。

次に、改定の内容でございますが、条例第22条別表3につきまして、区分の改正は行わず、基本料金及び超過料金について現行料金に120パーセントを乗じ、10円未満を切り捨てした料金に改定し、消費税等の税率は現行の8パーセントを含む料金としてございます。

10ページに新旧対照表を、別冊で補足説明資料を添付してございますので、御参照をお願いをしたいと思います。

附則といたしまして、施行期日でございますけれども、この条例の施行期日は平成29年4月1日から施行する。

経過措置の関係でございますが、改訂後の条例別表の規定は、平成29年4月分から適用し、平成29年3月分までの下水道料金は、なお従前の例によるとしてございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

7番田利君。

○7番(田利正文君) 下水道の接続率が75パーセントというふうに添付資料に載っていますけれども、例えば旭町なら幾ら、西町なら幾らとかというふうに、そういうふうに別々には出ているのでしょうか。なおかつ、総体で75パーセントというふうになるのでしょうか。

○議長(吉田敏男君) 答弁、建設課長。

○建設課長(阿部智一君) お答えをいたします。

地区別の普及率、それから水洗率の関係については、地区別で整理ということはしてご

ございません。

下水道の区域全てをトータル的な数字として整理をしてございますので、地区別ごとの資料というのはございません。そういうことで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第119号足寄町公共下水道条例の一部を改正する条例の件は、総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にすることにしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第119号足寄町公共下水道条例の一部を改正する条例の件は、総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にすることに決定をいたしました。

◎ 閉会宣告

○議長（吉田敏男君） これをもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了をいたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成28年第5回足寄町議会臨時会を閉会をいたします。

午前10時55分 閉会